

感震ブレーカー設置事業Q & A

三島市 企画戦略部 危機管理課 055-983-2751

◇感震ブレーカーの概要

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A メーカーにより異なりますが、震度5強以上で作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

- A ①感震センサーが分電盤に内蔵されている製品
②既存の分電盤に、外からセンサーを取り付ける製品 があります。



内蔵されている製品の場合は、既存の分電盤と取り換えることとなります。その他、コンセントタイプや電気工事がいらぬ簡易な製品もありますが、補助金の対象ではありません。

補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜですか？

- A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額な事や、電気工事が必要となるなど、普及には時間を要するものと思われます。このことから、分電盤タイプを補助対象とし、設置を推進することで、地震による電気火災からの人的・物的被害の軽減及び延焼火災の発生防止を図るためです。
- また、三島市では分電盤タイプのうち、日本配線システム工業会が認証する感震機能付住宅用分電盤の規格「JWDS 0007 付2」に適合する構造・機能を有するものを補助対象に限定しています。

Q 建物すべての電気を遮断するのですか？

- A はい。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があります。
- また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられます。

Q どのくらいの費用を見込んでおけば、よいでしょうか？

- A 住宅事情により異なりますが、既存の分電盤に追加する製品を取り付ける場合は概ね4万円程度、感震機能付分電盤（新設/取替）の場合は概ね7万円から10万円と見込まれます。

◇補助対象者等について

Q 設置工事の経費は、申請者がいったん全額払うのですか？

A はい。工事が完了してから実績報告書等を提出していただき、その書類を審査したうえで、指定の口座に補助金を振り込みます。

Q 事業所や個人宅兼事業所は申請できますか？

A 個人の住宅が対象のため、事業所は対象となりません。
また、個人宅兼事業所の場合は、自宅と事業所の分電盤が別々に設置されていれば、自宅分については補助金の対象となります。

Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 1人につき1回の申請ができるので、各世帯がそれぞれの分電盤について申請できます。

Q 母屋と付属屋にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 1人につき、申請は1回限りです。
それぞれ別の世帯が所有又は居住している場合は、それぞれの分電盤について申請できます。

Q 分譲マンション等に共同で設置工事を行う場合も補助対象になりますか？

その場合、管理組合や管理会社から一括して申請できますか？

A 分譲マンションやアパートなどで、共同して設置工事を行う場合も、補助対象となります。
ただし、管理組合、管理会社等から、一括しての申請はできません。あくまで個々の所有者又は居住者からの申請となり、個々に要件を審査します。ただし、管理会社等が取りまとめて手続きを行っていただくことは可能です。なお、大規模マンション等への一斉の設置を計画している場合は、予算措置の関係もありますので、市役所危機管理課（055-983-2751）へ、事前に相談・連絡をお願いします。

Q 賃貸住宅の場合に、一括して申請できますか？

A 居住者から申請できますが、建物の所有者（大家）や管理会社等から、一括しての申請はできません。あくまで個々の居住者からの申請となります。また、交付申請書に、所有者・管理者等の承諾が必要となります。

Q なぜ共同住宅の場合、一括での申請を認めていないのですか？

A 補助金交付の対象は、個々の居住者・所有者であります。また、1人につき1回と規定されているため、個々の居住者等からの申請が必要です。

◇申請について（令和6年度）

Q 申請は、いつ行えばよいですか？

- A 感震ブレーカーを設置する前に、危機管理課に申請してください。
申請は、令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）までの間、受け付けます。

Q 申請書は、どこでもらえますか？

- A 危機管理課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 申請の受付場所は、どこですか？

- A 持参または郵送で危機管理課あて提出してください。

Q 申請書は、郵送してもいいですか？

- A 郵送でも受け付けます。不備があった場合は連絡いたします。

Q 申請書を市役所まで出すのが困難な場合はどうすればよいですか？

- A 郵送または代理者の持参による申請についても受理いたします。

Q 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

- A 別の名義人の口座に、振り込むことはできません。申請者と口座名義人は同一としてください。

Q 市内の住宅であることがわかる書類を取り寄せたいのですが、どこにありますか？

- A 下記の書類のうち、いずれかひとつを申請書に添付してください。

今年度分の固定資産税納税通知書の表紙及び課税明細書（写）	市役所から毎年4月に送付されます
補助申請する建物の固定資産評価証明書（写）	市役所課税課 庶務係 ☎055-983-2625
建物の登記事項証明書（写）	三島法務局証明サービスセンター （三島市役所内） ☎055-923-1201 （静岡地方法務局沼津支局）
建築確認済証（写）	主に新築住宅の場合

Q 新築の場合は、いつから申請できますか？

A 分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。

Q 新築の場合は、分電盤設置費用だけの見積書が必要ですか？

A 新築の場合は、見積書を提出する必要はありません。なお、設置機種、設置位置が分かる設計図面などが必要です。

Q マンション等の共同設置工事の場合、申請者個々の見積書が必要ですか？

A 原則として、申請者個々の見積書が必要です。ただし、どうしても個別に得られない場合、1件当たりの単価等が算定できれば一括の見積書でも可と認める場合がありますので、市役所危機管理課（055-983-2751）へ、事前に相談をお願いします。

◇申請後の工事の変更について

Q 工事をやめたいのですが？

A （1）電気工事店に連絡して、キャンセルできるか、相談してください。
（2）その後、すみやかに、危機管理課まで連絡してください。

Q 工事内容を変更したいのですが？

A （1）電気工事店に相談して、変更後の見積書をもらってください。
（2）その後、すみやかに、危機管理課まで連絡してください。

◇完了報告について（令和6年度）

Q 工事完了後に提出する書類を、郵送してもいいですか？

A 完了報告書の提出についても、郵送でも受付します。

Q 工事完了後に提出する書類の締め切りは、いつですか？

A 令和7年2月28日（金）までに、危機管理課あて提出してください。

Q 新築の場合は、どの状態をもって設置工事の完了としますか？

A 住宅用分電盤（ブレーカー）が設置され、電気が引かれ、その機能が確認できる状態になったら設置工事（補助金事業）の完了と認めます。
建物全体の完成、引渡し、代金支払い、居住等がされていない段階でも、補助金事業の完了とします。

Q 新築の場合は、領収書が必要ですか？

A 領収書(写)の添付は必要ありません。また、写真をもって当該ブレーカーの設置事実を確認しますので、検査済証、引渡し証、登記識別情報等の書類の写しも必要ありません。

◇設置後について

Q 設置した感震ブレーカーの点検は、必要ですか？

A 特に必要ありません。ただし、製品の取扱い説明書に従ってください。

Q 壊れた場合、補助金がでますか？

A 1人につき1回限りの申請のため、新たに取り付けたり修理したりする場合の費用等について、補助金はありません。

Q 耐用年数はどれくらいですか？

A 感震ブレーカーを含む、一般的なブレーカーに使用されている電気部品の推奨交換時期は、10年～15年程度のため、その期間を超えたら、電気工事店へ点検について相談してください。